

# NPO法人の登記は、インターネットを利用した申請が便利です。

NPO法人の設立認証の決定がされた後、法務局に設立登記の申請をする必要があります、その登記が完了して、初めて法人として成立します。

この登記申請をする際には、「登記事項のオンライン送付」という制度をご利用いただくと、専用ソフト※1のフォーマットに必要事項を入力することで、インターネット上で法務局に情報が送信されると同時に、お客様用の申請書が作成されるので、便利です。

(※1:法務省のホームページから無料で5分程度でダウンロードできます。)



あとは、作成された申請書を印刷し、新たに法務局に登録する届出印を押印して、必要な添付書面※2と一緒に郵送で送付していただければ、申請手続は終了です。

(※2:添付書類のひな形は、裏面の体験会の際にお渡しします。)

郵送書類が法務局に届きますと、インターネットで送付いただいた登記事項と結合して手続を行い、登録したメールアドレスに、受付番号の通知や、登記が完了した際には登記完了通知が届きます。

今回は、裏面の日程で、この「登記事項のオンライン送付」のやり方を実際に体験していただくことができます。単体でインターネットに接続できるパソコンをお持ちの方は、事前にID・パスワードを設定してお持ちください※3。

(※3:裏面の体験会にお申し込み後、事前設定のための資料を送付いたします。また、当日パソコンをお持ちいただけない場合でも、パソコンの手順を印刷した資料をお渡ししますので、後日、自宅や事務所のパソコンで体験することができます。)

開催日時 平成30年2月16日(金) 午後2時～4時  
場 所 千葉地方法務局1階会議室 千葉市中央区中央港1-11-3  
(中央郵便局裏・千葉県立美術館向い)

【お申し込み・お問い合わせ先】

(お申し込みの際は、下記必要事項をご記入の上、概ね1週間前までにFaxを送信してください。)

千葉地方法務局法人登記部門

TEL 043-302-1315

Fax 043-302-1387

(申込時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:00

※興味はあるものの、日程の都合がつかないという方は、別途ご相談を承ります。  
※当日、登記に関する個別相談もお受けしますので、ご希望の方は、下記の個別相談「有」  
に○を付けていただき、定款などの参考資料をお持ちください。

法 人 名

住 所

ご担当者

電話番号

パソコンの持ち込み予定 有・無

個別相談 有・無

(有の場合・その相談内容)

---

**F a x 送付先 043-302-1387**

F a x 番号の誤りにご注意ください。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は法務局が責任を持って管理し、説明会にのみ使用します。